

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第99回>PGM事件東京地裁判決

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

[前回(第98回)はNo3826(令和6年11月11日号)に掲載いたしました。]

国税

9月27日

読み解

sample

sample

sample

1 はじめに

白井) 今回の東京地裁判決はちょっとした驚

sample

sample

sample

2 PGM 事件のおさらい

白井) A社はPGMが過去に買収したゴルフ

場

となりま

ーブ会社

濱田) 事業の移転を伴わない合併ということであれば、先にTPR事件が思い浮かびますが、この事件との違いは、

に売却することで多額の株式譲渡損失を計上し、その結果57億円の繰越欠損金を保有する状

内藤) TPR事件は、
訴し、納税者は上告し
て高裁判決で確定し

sample

sample

sample

村木) これからPGM事件の東京地裁判決を読み込んでTPR事件との違いを議論していくことにしますが、まずは、復習も兼ねてPGM事件

村木) しかし、PGMプロパティーズには外部株主が存在していたため、適格合併とするためには事業の移転と継続、さらに従業員の8割以

sample

sample

sample

社とB

たとこ

損金を

引き継ぎました。これが第1合併です(図2)。